

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年3月23日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第25-41380-0410号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（補助）工事（舗装）
質 問 事 項	
<p>1. 施工区間内での現況既設構造物の破損改修や、弁管等の高さ調整が必要になった場合は、設計変更の対象となるでしょうか。</p> <p>2. 施工範囲に接する市道部の摺り付けが必要になった場合は、受注後に設計変更の対象となるでしょうか。</p> <p>3. 本路線は店舗等の出入口が多い為、交通規制の際に、交通誘導員（交替要員含む）の増員が必要になった場合は設計変更の対象となるでしょうか。</p> <p>4. 電線共同溝工に於いて、地下埋設物が多数あり試掘が必要と思われませんが設計変更の対象になるでしょうか。</p> <p>5. 電線共同溝工に於いて、機械施工では埋設物を破損させる恐れがあり、大変危険な為、特記仕様書第16章「1日未満で完了する作業の積算」でも現場施工が対応できなく人力施工になった場合、協議の上、3箇所単独施工の見積金額に変更可能でしょうか。</p> <p>6. 既設構造物の撤去・再設置の項目がありませんが、老朽化により新設が必要になった場合は、既設構造物の撤去・運搬処分費、新設費用は協議の上設計変更の対象となるでしょうか。</p> <p>7. 電線共同溝（1）は民地内での施工でしょうか。また用地使用については協議済みでしょうか。</p> <p>8. 単価適用日が08.02.01ですが、3月から労務単価が引き上げられます。施工開始は4月以降ですがスライドの対象になるでしょうか。 ご教授お願い致します。</p>	

回 答 事 項

1. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
2. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
3. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
4. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
5. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
6. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
7. 官地内での施工です。民地の使用は想定しておりません。
8. 「工事請負契約締結後における単価適用日変更の運用基準」のとおりです。